

アドリック損保の現状

Business Report 2011

企業理念

私たちは常に、ホスピタリティのアンクルで、

お客様の満足とニーズと利益を満たすことをすべての行動の核とし続けます。

私たちは常に、アグレッシブかつイノベーティブな保険会社であり続けます。

私たちは常に、変化に敏感でスピードある経営を目指し、お客様の声を形にする

保険会社として期待され、信頼される企業であり続けます。

I 会社の概況および組織	4
経営方針	4
会社の概要	5
会社の特色	7
代表的な経営指標等	8
II 会社の主要な業務の内容	9
取扱い商品	9
各種サービス	9
損害保険の仕組み	12
約款	12
保険料	13
保険金の支払	14
保険募集	15
III 会社の運営	17
リスク管理の体制	17
法令遵守の体制	17
健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	18
社外・社内の監査・検査体制	18
コーポレート・ガバナンス体制	18
内部統制システムの構築	19
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	20
反社会的勢力の排除のための基本方針	22
利益相反管理方針の概要	23
IV あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との合併について	24
データ編	25
I 会社の概況	26
II 会社の主要な業務に関する事項	27
III 直近の2事業年度における財産の状況	39

※当社及びあいおいニッセイ同和損保は、平成23年6月1日を合併期日とし、あいおいニッセイ同和損保を合併存続会社、当社を合併消滅会社とする合併を行い、当社は解散いたしました。この為、当ディスクロージャー誌は平成23年3月31日現在の状況を記載しております。

I 会社の概況および組織

1. 経営方針

アドリック損害保険は2008年4月8日に、日本最大級の保険比較サイト『保険市場』、全国に展開する保険ショップ『保険市場』を運営する株式会社アドバンスクリエイトと、長年の信頼と実績を誇るあいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）の合併企業として、開業いたしました。

私たちアドリック損保は純粋な保険代理店が保険会社を持つ日本で初めてのケースであり、その原点に立ち返り、常に変化に敏感でスピード感を持ち、ホスピタリティのアンクルからマーケットインの商品を開発しご提供して参ります。

併せて、わかりやすくストレスのない販売を実現させることで、常にお客様の満足とニーズと利益をすべての行動の核とし続けることを宣言いたします。

プロダクトアウトからマーケットインへ、お客様の声を形にする保険会社として保険業界の変革につなげて行きたいと考えております。

弊社はこれまでの日本市場における保険の常識にとらわれることなく、アグレッシブでかつイノベーター的なアドリック損保ならではの最先端の商品、最高品質のサービスをご提供できるものと確信しております。

そのために私たちはお客様保護を前提に、内部統制システムの構築を行い、コンプライアンスおよびリスク管理体制を強化し、常にお客様の声に真摯に、かつ迅速に対応するフェアで透明な活動を展開いたします。

今後も初心を忘れることなく、また驕り高ぶることなく一生懸命努力を重ねて参る所存です。

ぜひ一度弊社のサービスを体感して下さい。今までにない保険会社の誕生を感じていただけたらと思います。

アドリック損害保険株式会社

代表取締役社長 小野博志

2. 会社の概要

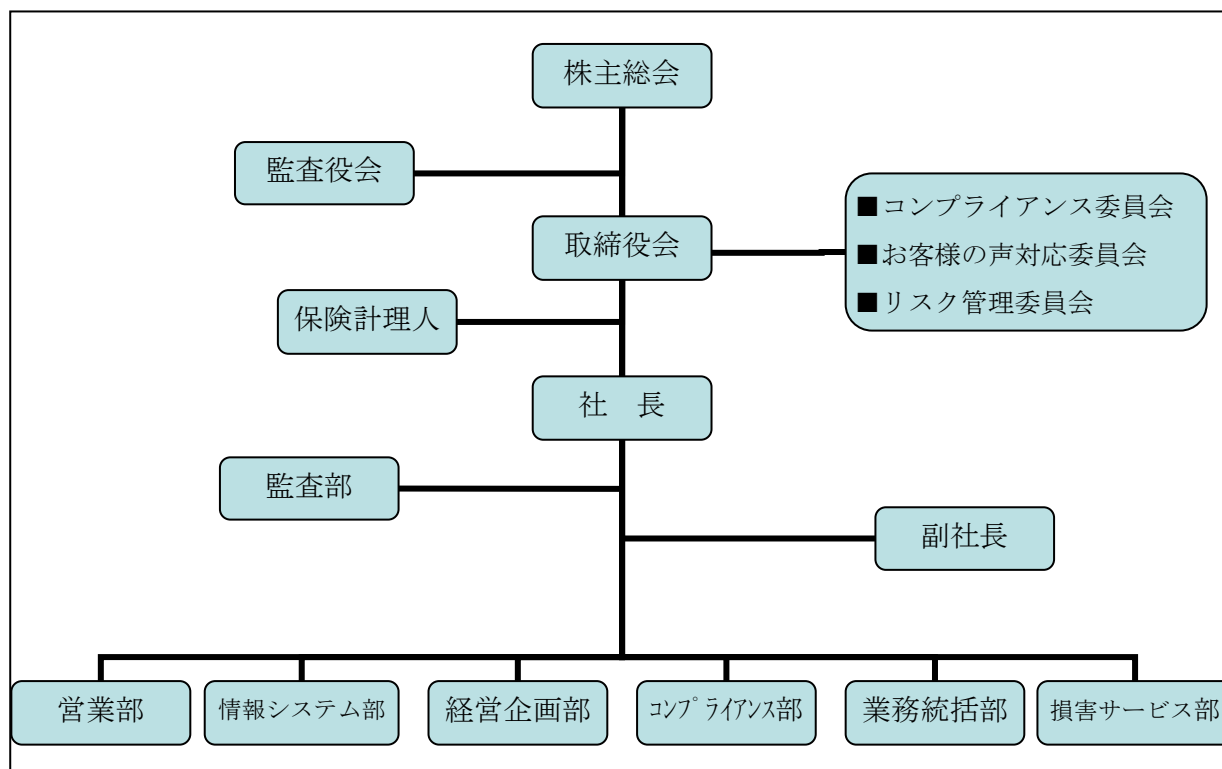
(1) 会社の現状

商号	アドリック損害保険株式会社		
代表取締役社長	小野 博志		
設立年月日	2006年5月11日（株式会社アドバンスインシュアランスプランニングとして設立）		
資本金	2,500百万円		
本社所在地	〒541-0048 大阪府中央区瓦町3-5-7 野村不動産御堂筋ビル8F		
東京事務所	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-18-14 星和恵比寿ビル2F		
株主	株式会社アドバンスクリエイト	50.1%	
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	49.9%	
事業内容	損害保険業		

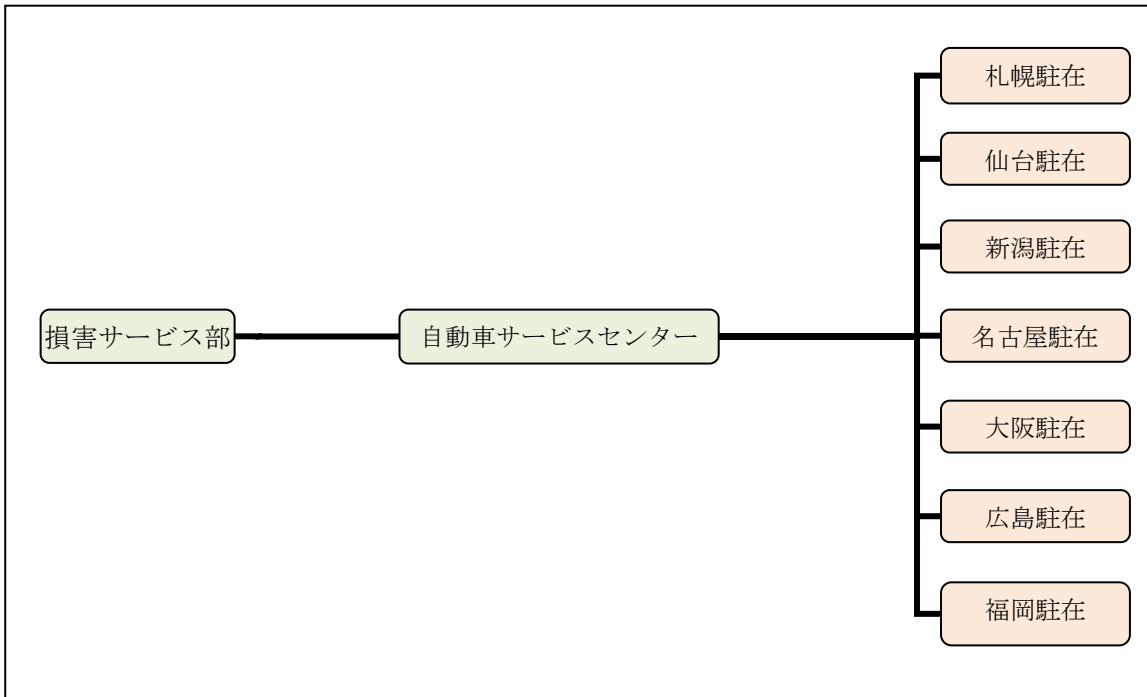
(2) 会社の沿革

2006年5月	株式会社アドバンスインシュアランスプランニング設立 資本金100百万円
2007年2月	資本金を1,500百万円とする
2008年3月	アドリック損害保険株式会社として損害保険業の事業免許を取得
2008年4月	営業を開始
2009年9月	資本金を2,000百万円とする
2010年5月	資本金を2,500百万円とする

(3) 会社の組織



(4) 損害サービス部門の組織



店舗所在地 (2011年3月31日現在)

本 社	大阪府大阪市中央区瓦町3-5-7 野村不動産御堂筋ビル8F Tel : 06-6209-7733
損害サービス部・自動車サービスセンター	東京都渋谷区恵比寿1-18-14 星和恵比寿ビル2F Tel : 03-6759-2649

札幌駐在	北海道札幌市北区北七条西5-5-3 あいおいニッセイ同和損保札幌SC内
仙台駐在	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10 あいおいニッセイ同和損保仙台第1SC内
新潟駐在	新潟県新潟市中央区万代2-1-1 あいおいニッセイ同和損保新潟SC内
名古屋駐在	愛知県名古屋市中区千代田5-7-5 あいおいニッセイ同和損保名古屋第2SC内
大阪駐在	大阪府大阪市中央区平野町3-6-1 あいおいニッセイ同和損保大阪自動車SC内
広島駐在	広島県広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおいニッセイ同和損保広島第1SC内
福岡駐在	福岡県福岡市中央区大名2-6-36 あいおいニッセイ同和損保福岡SC内

3. 会社の特色

「アグレッシブ&イノベーティブ」の精神で保険業界に新風を起こす、アドリック 損保

アドリック 損保は、革新の保険ビジネスを展開する「アドバンスクリエイト」と信頼と実績ある「あいおい 損保（現あいおいニッセイ同和損保）」の合併会社として誕生しました。

Web to Call to Real

**インターネット、コールセンター、店頭（保険カウンター）
アドリック 損保は、3つのダイレクト**

アドリック 損保は、インターネット、コールセンター、店頭（保険カウンター）のどこからでもダイレクトにお申込みいただける、簡単・スピーディな販売方式。通信販売と対面販売を融合させた、新しいビジネスモデルです。

4. 代表的な経営指標等

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
正味収入保険料	—	—	44	103	27
正味損害率 (%)	—	—	130.1	91.4	529.2
正味事業費率 (%)	—	—	1,150.5	541.3	2,235.2
保険引受損失	—	—	559	605	653
経常損失	7	48	101	177	269
当期純損失	8	57	132	154	271
ソルベンシー・マージン比率 (%)	—	20,940.5	14,060.1	7,752.5	4,119.1
総資産額	1,551	1,457	1,434	1,851	2,103
純資産額	1,491	1,434	1,302	1,648	1,876
その他有価証券評価差額	—	—	—	—	—
不良債権状況 (リスク管理債権)	—	—	—	—	—

※2006年度は、株式会社アドバンスインシュアランスプランニング（準備会社）の数値であり、以下の諸表においても同様であります。

※2007年度は、2008年3月に損害保険業の事業免許を取得、営業開始は翌年度（2008年度）となりましたので、保険引受収支は発生しておりません。

<用語解説>

- 正味収入保険料： 保険会社の売上規模を示す指標のひとつで、元受および受再契約の保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。
- 正味損害率： 正味収入保険料に対する支払保険金の割合のことであり、正味支払保険金および損害調査費の合計額を正味収入保険料で除したものです。
- 正味事業費率： 正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことであり、諸手数料及び集金費と保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計額を正味収入保険料で除したものです。
- 保険引受利益（保険引受損失）： 保険引受に係る損益を示すもので、正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減した額です。
- 経常利益（経常損失）： 経常的に発生する取引から生じた損益を示すもので、正味収入保険料や資産運用などによって得られた経常収益から、正味支払保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除した額です。
- 当期純利益（当期純損失）： 保険会社の最終的な損益を示すもので、経常利益（経常損失）に特別損益や法人税及び住民税・法人税等調整額を加減した額です。
- ソルベンシー・マージン比率： 行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつです。巨大災害など通常の予測を超えて発生しうるリスクに対する、支払余力の割合を示す指標です。この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- 総資産額： 保険会社が保有する現預金、有価証券、不動産等の資産の総額であり、貸借対照表上の資産の部合計をいいます。
- 純資産額： 総資産額から責任準備金等の負債額を控除した額であり、貸借対照表上の純資産の部合計をいいます。
- その他有価証券評価差額： 有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、売買目的有価証券、満期保有目的債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券等に分類します。「その他有価証券評価差額」とは、その他有価証券の時価と取得原価との差額のことをいいます。
- 不良債権状況（リスク管理債権）： 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額で、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに区分されています。

Ⅱ 会社の主要な業務の内容

1. 取扱い商品

(1) 販売商品

インターネット、コールセンター、店頭（保険カウンター）など、お客様のご希望のご相談・加入窓口を自由にお選びいただく販売スキームを実現しました。このような新たな取組みを通じ、お客様の「満足」「ニーズ」「利益」を満たすような商品のご提供に努めていきたいと考えております。

認可商品：個人総合自動車保険

(2) 新商品の開発状況

2008年4月 個人総合自動車保険

当会社の開業時から発売している商品です。家用8種類のお車にお乗りのお客様を対象に、リスク細分型自動車保険を開発、販売しております。親会社である株式会社アドバンスクリエイトが全国に展開する保険ショップ「保険市場」やお客様へのアンケート・ヒアリングを行うことにより、お客様のご意見・ご要望をダイレクトに吸い上げて開発した商品です。

2010年4月 個人総合自動車保険の改定

保険法の施行にあわせ、商品内容を改定いたしました。

2. 各種サービス

- 事故対応サービスや無料ロードサービスなど、万一の際もお客様の安心のためにしっかりフォローします。
- 全国展開のネットワークで、お客様の安心をカバーします。

(1) 事故対応サービス

1. 24時間365日事故受付サービス

- ・事故専用フリーダイヤルで専任スタッフが受け付けます。
- ・インターネットからの事故報告も受け付けます。

2. 初期対応サービス

- ・事故の受付だけでなく、修理工場・病院への連絡や、レンタカー手配などの初期対応も行います。
- ・平日休日を問わず、9：00から21：00まで、初期対応を行います。

3. 安心フィードバックサービス

- ・事故のご連絡から3時間以内に1回目の経過報告を、24時間以内に2回目の経過報告を行います。（※）
- ・事故担当者が直接お客様に経過報告いたします。
※平日（月～金）9：00～17：00にお電話での事故受付が完了した事案を対象にします。休前日の午後に事故受付が完了した場合は、2回目の経過報告は翌営業日にご連絡します。

4. お客様訪問サービス

- ・お客様のご自宅や勤務先を訪問し、事故対応や保険金請求書類の取り揃えのアドバイスを行います。（※1）
- ・約180名の専任スタッフが待機し、365日全国対応を致します。（※2）
※1 対人事故・人身傷害事故で被害者が入院された場合に限りです。
※2 お伺いするスタッフは、当社からの委託スタッフとなります。

5. その他のサービス

■交通事故証明書無料取り付け

- ・保険金のお支払いに必要な「交通事故証明書」を、無料にて代行取得するサービスを行っています。

■保険金請求書類省略

- ・お客様からの保険金請求書類のご提出を省略し、迅速に保険金をお支払いするサービスです。（※）
- ・車両保険と対物保険の200万円までのお支払いについては、原則として「保険金請求書」を省略します。

※当社が必要と判断した際には、保険金請求書類をご提出していただく場合がございます。

■電話確認談

- ・相手方との示談書の取り交わしを省略して電話確認談を実施し、迅速な解決とお支払いを行うサービスです。
(※)
- ・電話確認談内容の控を、お客様に郵送いたします。
※「相手方に賠償責任がない場合」や「お客様と相手方の双方が省略に合意している場合」を対象とします。

■保険金のお支払漏れ防止のご案内

- ・事故受付の時点で、お支払いの可能性のあるすべての保険種目や特約を、お客様に文書でご案内します。

(2) 無料ロードサービス

ご契約者全員がロードサービスを無料でご利用いただけます。(※)

365日24時間ご利用いただけます。

全国約7,500のロードサービス拠点から現場に急行します。事故でも故障でも、レッカー作業や緊急対応を行います。

※このサービスは、当社が委託している提携会社より提供します。

1. レッカーサービス

- ・事故や故障で走行不能となった現場から200km以内の修理工場等まで、レッカーで牽引するか積載車により無料で運搬します。(※)
※弊社が指定する最寄の工場へ牽引または運搬する場合は、距離の制限なく無料となります。

2. 落輪引き上げ・乗り上げ時の引き降ろし

- ・側溝への落輪や縁石への乗り上げなどで自力走行不能となった場合に、無料で引き上げ・引き降ろしを行います。

3. ガス欠時の燃料補給

- ・ガス欠になって動けなくなった場合に、燃料を10リットル程度無料で給油します。

4. 緊急対応サービス

- (1) バッテリーあがり時のジャンピング（ケーブルでバッテリーを繋いで、エンジンを再スタートさせます）
- (2)パンク時のスペアタイヤ交換
- (3) 鍵閉じ込み時のドアの鍵開け
- (4) その他、現場復旧が可能な作業

5. その他の付随サービス(※)

- (1) レンタカー提供サービス
 - ・事故または故障により緊急に代車が必要な場合、24時間までのレンタカー基本料金をお支払いします。
- (2) 帰宅費用サービス
 - ・事故または故障当日の、自宅または移動予定だった目的地への交通費をお支払いします。
- (3) 宿泊費用サービス
 - ・事故または故障により当日の帰宅が困難な場合、当日1泊分の宿泊費用（客室料金）をお支払いします。
- (4) 修理後搬送費用サービス
 - ・修理完了後のご契約車両を、ご自宅まで搬送する費用をお支払いします。
- (5) キャンセル費用サービス
 - ・事故または故障により生じた、ホテル・飛行機・旅行契約などのキャンセル費用を、1回につき総額50,000円の範囲内でお支払いします。
- (6) ペットサポートサービス
 - ・事故または故障により当日の帰宅が困難な場合、ペットホテル費用1泊分およびペットホテルまでの交通費をお支払いします。
※弊社のレッカーサービスを利用することが条件となります。
※付随サービスのお支払に際しては、お立替いただいた費用の領収書原本の添付が必要となります。

(3) 安心の全国対応サービス

全国展開のネットワークで、お客様の安心をカバーします。

1. 損害調査ネットワーク

- ・全国約200拠点の損害調査ネットワークにより、損害確認や事故現場および事故状況の確認を行います。

2. 指定修理工場ネットワーク（アドリック安心ネット工場）

- ・全国約600の指定修理工場により、高品質なサービスを提供します。

- (1) 無料で引取・納車を行います

- (2) 修理期間中、無料代車を提供します
- (3) 修理保証書を発行します
- (4) 迅速で高品質な修理を行います

(4) お客様のご相談窓口

当社は「お客様の声」を形にする会社です。

当社では、お客様からの申立をすべて「お客様の声」として位置づけ、お客様から寄せられる様々なご意見に耳を傾け、社内で共有し、商品開発や業務改善に積極的に活かしてまいります。

当社では「お客様の声」を下記の窓口で承っております。

●保険に関するご相談・苦情・連絡窓口について

・ご加入の保険に関するお問い合わせは

「アドリック損保サポートデスク」にご連絡下さい。

0120-110-888

受付時間：午前9時～午後9時 12月31日～1月3日を除く

・当社へのご相談・苦情は

「アドリック損保お客様サービス室」にご連絡下さい。

06-6209-0500

受付時間：平日午前9時～午後5時30分

土日祝祭日、年末・年始を除く

●保険に関するご相談・苦情・連絡窓口について

<「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」>

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」（損害保険紛争解決サポートセンター）を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号 0570-022808（ナビダイヤル・有料）、PHSやIP電話からは 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

<「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関>

「（財）自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

「（財）交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、（財）交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

3. 損害保険の仕組み

(1) 保険制度

損害保険は、偶然な事故や災害によって発生した経済的損害を、同様の危険にさらされた人々の拠出（保険料の支払い）した金銭によって補い合う制度です。事故や災害の発生を事前に予測することは困難ですが、同様の危険にさらされた多くの人々が集団を構成することにより大数の法則が働きます。一定の金銭を事前に拠出することにより、相互にリスクを分散し事故や損害に対する経済的補償を得ることが可能となります。こうした仕組みにより保険制度は個人生活や企業経営の安定に寄与しています。

(2) 保険契約の性格

損害保険を契約するということは、保険契約者と保険会社の間で契約を結ぶことで、契約内容が記載された「保険約款」に、保険契約者と保険会社双方が従うことを合意することです。

損害保険契約は、一定の偶然な事故によって生じる損害を補償することを保険会社が約束し、保険契約者がその保険料を支払うことを約束する契約をいいます。

(3) 再保険

保険事故の発生は事前予測が困難なので、地震等の異常災害の発生や大事故が多発した場合、その年度の保険金総額が急騰し、保険会社の収支に大きな影響を及ぼす可能性があります。保険会社では、このリスクの分散と平準化を行い、経営の継続的な安定を図ることを目的に、引受けた保険契約上の責任の一部または全部に対して、さらに他の保険会社に保険を付保することがあります。これは「再保険」といわれる仕組みで、保険会社はこの仕組みを利用して安定した引受能力を維持するとともに、損害率の高騰を軽減し、保険経営の安定化を図っています。

再保険には、当社が引受けた保険責任を他社へ付保する「出再保険（しゅっさいほけん）」と他社の保険責任を当社が引受ける「受再保険（うけさいほけん）」があります。出再保険においては、保険金回収時に支障をきたすことのないように出再先の吟味を行い、受再保険においては、当社の体力を超えて過大な責任を負うことのないように正しいリスク把握を行って、適切な再保険運営に努めています。

4. 約款

(1) 約款の位置付け

ご契約いただく保険契約の内容を定めたもので、保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）と当社の権利・義務が記載されています。約款には、保険契約すべてに共通の基本的な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する「特別約款（特約条項）」があります。

(2) ご契約時の留意事項

ご契約に当たっては、保険契約の内容についてご確認のうえお申込みください。

特に以下のような点は十分ご確認ください。

- ① どのような事故が保険金のお支払いの対象となるのか
- ② ご契約に際し保険契約者が申告された内容に誤りがないか
- ③ 重要な事実を正しくお申し出いただいているか
- ④ ご契約後、どのような場合に保険会社に連絡をしなければならないか
- ⑤ 支払保険金がどのように決められるか
- ⑥ ご契約いただく保険金額が適切であるか
- ⑦ どのような場合に保険金が支払われないか
- ⑧ どのような場合に保険契約が効力を失うのか
- ⑨ 解約した場合にどのようなになるのか
- ⑩ 事故が発生した場合にどのように対応すればよいのか

なお、ご契約前に詳しいご説明を行うこととしておりますが、ご不明な点がございましたら、当社および当社代理店までご照会ください。

(3) 約款に関する情報提供方法

ご契約にあたり十分にご理解いただく必要のある事項について、「パンフレット」「重要事項説明書」を作成し、約款の概要およびその他の重要な事項のご説明資料としてご提供しております。

「パンフレット」「重要事項説明書」の記載事項につきまして十分ご理解いただいたうえでお申込みください。また、ご契約にあたっては、契約しようとする保険商品がご自分のニーズに合致した補償内容であることをご確認いただくための書面（ご契約内容確認書またはインターネット画面）などをご記入いただく場合があります。

5. 保険料

(1) 保険料の收受・返戻

保険料は、当社所定の払込方法（クレジットカード払、コンビニエンスストア払、銀行等振込）によりお支払いいただけます。保険期間が始まった後であっても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

保険期間中におけるご契約内容の変更の発生あるいは解約・解除等がある場合には、普通保険約款・特約条項の規定に従い、保険料を追加してお支払いいただく場合や保険料をお返しできる場合もありますので、ご契約内容をご確認ください。

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料は、純保険料（将来の保険金支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険事業の運営に必要な経費に充てられる部分）から成り立っています。純保険料の算出根拠となる純保険料は、当社が金融庁から認可を取得したうえで適用しています。

6. 保険金の支払

- 万一の事故でも24時間365日体制で、事故受付専任スタッフが事故受付を行います。
- 1事故1チームの事故解決専任スタッフが、責任をもって解決にあたります。
- お支払いの可能性がある保険種目や特約については、お支払い漏れを防止するシステムを構築しています。

事故発生から解決までの流れ

事故発生から解決、保険金のお支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。

アドリック損保事故受付センターへご連絡



1. 事故受付

- ・24時間365日事故受付します。
- ・事故専用フリーダイヤルで受け付けます。
- ・レッカーサービスや緊急対応サービス等をその場で手配します。



2. 担当チーム決定

- ・専任担当チームが事故解決にあたります。
- ・物損事故・対人事故のスペシャリストがチームを組んで解決にあたります。
- ・夜間・休日などは初期対応後、担当チームを決定いたします。



3. 初期対応

- ・事故後の処理にすばやく対応します。
- ・修理工場への連絡・病院への連絡・レンタカーの手配等も速やかに行います。
- ・当社提携の優良指定工場を紹介します。 →「アドリック安心ネット工場」
- ・事故のご連絡から3時間以内に1回目の経過報告を、24時間以内に2回目の経過報告を行います。
→「安心フィードバックサービス」



4. 対面アドバイス

- ・お客様訪問専任スタッフがお伺いして、アドバイスを行います。 →「お客様訪問サービス」
- ・解決に向けたご相談や保険金請求書類取り揃えのアドバイスをいたします。



5. 経過報告

- ・経過は随時ご報告します。
- ・お電話・ハガキ・インターネットで、その後の経過をご報告します。
- ・お客様のマイページから、24時間365日いつでも経過をご確認できます。



6. 事故解決

- ・お客様に代わって示談交渉を行います。



7. 保険金のお支払

- ・速やかに保険金をお支払いします。

7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

ご契約は当社代理店の店頭でのお申込みのほかインターネットや電話によるダイレクト販売をご利用いただくこともできます。

- ・インターネットの比較サイト運営や来店型保険ショップを運営し、当社の保険販売スキームに合致したビジネスを行う代理店と損害保険代理店委託契約を締結しています。
- ・当社の募集代理店である「CSデスク(株)」にアドリック損保サポートデスクの運営を委託しており、電話によって保険申込を完結することができます。
- ・当社のウェブサイトへアクセスしていただくことにより、お見積り・お申込み・保険料のお支払手続（クレジットカード）ができます。保険料は銀行・コンビニエンスストアでお支払いいただくこともできます。

(2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

お申込みの際には、契約申込書、ウェブサイトの記載内容もしくは電話でのお申出内容に誤りが無いかを十分にご確認いただくようにしています。

特に、以下のようなことをご確認いただく必要があります。

- ①どのような事故が保険金のお支払いの対象となるのか
 - ②ご契約に際し保険契約者が申告された内容に誤りが無いか
 - ③重要な事実を正しくお申し出いただいているか
 - ④ご契約後、どのような場合に保険会社に連絡をしなければならないか
 - ⑤支払保険金がどのように決められるか
 - ⑥ご契約いただく保険金額が適切であるか
 - ⑦どのような場合に保険金が支払われないか
 - ⑧どのような場合に保険契約が効力を失うのか
 - ⑨解約した場合にどのようなになるのか
 - ⑩事故が発生した場合にどのように対応すればよいのか
- ・当社では、ご契約の前に上記内容をご確認いただくため、「パンフレット」や「重要事項説明書」を用意しております。さらに、お客様のご質問にお答えするため「専用のフリーダイヤル」や「ホームページ」もご用意しております。
 - ・ご契約いただく際にも、「ご契約内容確認書」によってお客様のご意向に沿った内容であるかの最終確認を行っております。
 - ・ご契約いただいた後に、保険証券とともに「普通保険約款および特約条項集」をお送りしておりますので、あらためてご契約内容をご確認下さい。
 - ・クーリングオフ制度
当社では、インターネットのウェブサイトを通じてご契約をいただいた保険契約については、お客様がご契約を申し込まれた日または「クーリングオフ説明書」を受領された日（ホームページの画面を確認された日）のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(3) 代理店の役割と業務内容

当社は締結している委託契約の内容により下記二種類の代理店が存在しております。

- ・締約代理店
締約代理店は当社と代理店委託契約に基づいて、当社を代理して保険契約を成立させる業務（契約締結の手続）を行っております。
また契約締結業務に付随する下記の業務を行っております。
 - ①保険契約の変更・解除の申出の受付
 - ②保険料払い込み方法の援助
 - ③保険契約の維持管理（満期管理を含む）
 - ④保険事故発生のお受けおよび保険金請求手続の援助 等
- ・媒介代理店
媒介代理店は、当社の委託を受けて、お客様に対する保険契約の勧誘、商品内容・申込み手続きの説明、サポートデスクもしくはウェブサイトへの誘導等の募集活動を行うことを基本業務としています。なお、媒介代理店は当社の保険商品に関して契約締結の媒介のみを行っており、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容が変わった場合のご通知の受領等の権限はありません。

(4) 代理店登録と損害保険代理店制度

- ・代理店登録
代理店が損害保険の募集を行うためには、保険業法の規定に基づき内閣総理大臣に登録することが必要で、代理

店の役員・使用人として保険募集に従事するものは、事前に監督官庁に届け出ることになっています。

・損害保険代理店制度

当社は、独自の販売スキームの実現可能な代理店に委託をする方針を取っていますので、インターネットの比較サイトや来店型保険ショップなどによって勧誘から契約締結に至るまでを担う代理店と共同募集代理店として専ら契約締結の補助や契約の保全業務を行う代理店を分離して、それぞれの特質を生かす代理店制度を導入しています。

(5) 代理店教育

当社は、保険募集に従事するものに対しては、コンプライアンスの徹底および代理店の資質の向上につながるよう、コンプライアンス研修や商品・事務処理研修などの各種研修を随時行っています。

(6) 代理店数

2011年3月31日現在の代理店数は41店です。

(7) 勧誘方針

常にお客様お一人おひとりの声を大切に、時代の変化に迅速に対応し、絶えず新たな価値の創造に挑戦して、お客様にとって「納得感があり、利便性の高い」商品・サービスの提供に最善を尽くします。

1. 保険販売・勧誘に当たっての基本方針

- (1) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、お客様の立場に立った適切な保険販売・勧誘を行います。
- (2) お客様の保険商品に関する知識、ご経験、ご加入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、保険商品内容を十分ご理解いただけるよう、適切な説明を心がけるとともに、お客様のご意向と実情に沿った商品のご案内に努めてまいります。
- (3) お客様に対する勧誘の適正を確保するため、コンプライアンスを業務運営の基本に位置づけ、販売・勧誘を行うための研修や事務管理に努めてまいります。
- (4) お客様からのご照会につきましては、親切・丁寧にお応えしてまいります。ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法等の改善に活かしてまいります。
- (5) 保険事故が発生した場合の保険金のお支払手続にあたりましては、丁寧な対応を心がけ、迅速かつ的確な保険金のお支払いに努めてまいります。

2. お電話、ダイレクトメールなどでの保険販売・勧誘について

専任のスタッフがお客様お一人おひとりのご意向に沿った適切な保険商品の提供に努め、お客様のご迷惑とならないよう適切に行ってまいります。

3. インターネットでの保険販売・勧誘について

お客様にとって保険の内容及びわかりやすく、画面も見やすい保険商品の説明に努めてまいります。また、操作の苦手なお客様のために専用のフリーダイヤルを設置し、専任のスタッフがパソコン操作のサポートを行うなど丁寧な対応に努めてまいります。

4. 委託代理店の保険販売・勧誘について

委託した代理店はお客様からご来店いただいた上で販売・勧誘を行うことを基本とし、お客様からのご要望によって訪問販売を行う場合にも、お客様のご迷惑とならないよう努めます。

上記は「金融商品の販売等に関する法律」に基づくアドリック損保の「勧誘方針」です。

「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁ホームページをご参照下さい。

Ⅲ 会社の運営

1. リスク管理の体制

損害保険会社を取り巻くリスクは多様化・複雑化しており、各種リスクを適切に管理することは、経営の安全性の確保、業務品質および収益性の向上に不可欠であります。

当社は、リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、業務活動に潜在するリスクを事前に認識し、リスク発現の未然防止に取り組んでまいります。

当社では、取締役会で策定されたリスク管理方針に基づき、取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会において、所管部および関連部により構成されるワーキングチームによりリスクの管理を行っております。委員会は定期的開催されるほか、役員および各部門長は常に連絡を密にし、リスクに対応できる体制をとっております。

また、保険会社に関するリスクとしましては、次のようなリスクがあります。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故発生率が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

資産運用リスク

金利、有価証券の価格、為替等の変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスク、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクがあり、「市場関連リスク」「信用リスク」に分類されます。

流動性リスク

必要な資金の確保に支障をきたし損失を被る資金繰りリスク、市場の混乱等により取引に支障をきたし損失を被るリスクをいいます。

事務リスク

定められたとおりの事務処理を怠る、過失を犯す、不正を働くこと等により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動等により損失を被るリスクをいいます。

その他のリスク

巨大災害リスク、法務リスク、風評リスク等さまざまなリスクがあります。

今後、適正かつ健全な業務運営を確保するために、リスク管理を強化し、より適切な管理体制の確立に取り組んでまいります。

2. 法令遵守の体制

当社は、自己責任経営の強化に向けたコンプライアンスおよびリスク管理に関する体制の強化・推進に向けて取り組んでいます。

コンプライアンスは、経営の重要課題の一つとして認識しています。健全で公正な経営を行うため以下の企業理念を定め、さらに、行動規範の遵守などの取り組みを進めています。

行動規範（骨子）

- お客様の満足とニーズと利益を満たすためにお客様の安心と満足を旨とし、最上の商品とサービスを提供します。
- アグレッシブ、イノベティブかつ健全な事業活動を目指して法令・社会的規範、社内ルールを厳正に遵守し、経営情報について正確な記録を作成・管理し、内部や外部の監査・検査に協力します。

- お客様から期待され、信頼され続ける保険会社であるためにお客様に対する適時・適切な企業情報提供に努め、経営の透明性を高めます。個人のプライバシーを侵害しないよう、関係法令ならびに当社プライバシーポリシーを遵守し、お客様情報や個人情報の管理を適正に行います。

コンプライアンス推進体制

1. コンプライアンスをお客様の信頼と満足を高める上での大前提として、また会社の危機管理の重要なファクターとして捉え、経営リスクの極小化と未然防止を実現するため、すべての役職員がコンプライアンスに取組む体制を整えています。
2. 取締役会の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を設置し、社長自らが委員長を務め、コンプライアンスに関わる課題について具体的取組計画を策定・管理・推進し、これを一元的に管理する部署としてコンプライアンス部を設け、当社のコンプライアンスの確立と風土の醸成を推進します。

コンプライアンスマニュアル

当社は、全役職員がコンプライアンスを実現するため、コンプライアンスに関わる基本知識・業務運営基準および問題を発見した場合の対応等を記載したコンプライアンスマニュアルを作成し、日常業務を適正に遂行することを徹底しています。

コンプライアンスプログラム

コンプライアンスの推進のために、毎年度、取締役会において会社全体のコンプライアンスプログラムを策定し、各部門ごとに個別のプログラムを策定してコンプライアンスを具体的に推進しています。この取り組み状況については定期的に取締役会に報告しています。

コンプライアンスに関する研修・モニタリング

コンプライアンスの徹底・推進のために全役職員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施しています。また、コンプライアンス部による定期的モニタリングと監査部による内部監査・監査役による監査を組み合わせることでモニタリングの実効性を高めています。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

該当ありません。

4. 社外・社内の監査・検査体制

当社は社外の監査・検査として保険業法第129条および第305条に基づく金融庁の検査ならびに財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか会社法第436条第2項に基づき、作成すべき計算書類について監査法人による会計監査を受けています。社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、十分牽制機能が働くよう独立部門として設置した内部監査部門の監査があります。社長直轄の内部監査部門は、内部統制の整備・運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令遵守の観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行います。具体的には各部門および代理店の業務遂行状況について、その適正性・実効性の検証・評価を行います。その結果明らかになった課題や問題点については対象部門に対し業務改善に向けた提言を行い、解決を図ることにより、リスク管理の強化・コンプライアンスの徹底を図ります。

監査実施にあたってはリスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した監査計画を立案し、効率的・実効性ある内部監査を実施します。また監査で発覚した重要な事項については社長に遅滞なく報告するとともに、内部監査結果については定期的に取締役会に報告しています。

5. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適正性を確保していくことを経営の重要課題と認識し、以下の経営組織体制を構築しています。

業務執行の監督のため定例および必要の都度、取締役会を開催しています。
これには金融行政、保険行政、保険法務に精通した監査役3名（全員が社外監査役）も常時出席し、審議しています。
経営方針や経営戦略上の重要なテーマについての意思決定のため、取締役会の諮問機関に下記の委員会を設置しています。

リスク管理委員会

経営上のリスクの実態把握、経営諸指標の管理および各リスク管理部門との連携を通じた総合的な態勢整備を図ります。

コンプライアンス委員会

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、健全かつ公正な経営を推進してコンプライアンス態勢の整備を図ります。

お客様の声対応委員会

苦情等についての分析と対応および顧客満足度の向上を図ります。

6. 内部統制システムの構築

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会で定めた内部統制システムを構築し運用しています。

内部統制システムの整備に関する基本方針

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 企業理念のもと行動規範を制定し、取締役をはじめ役員・従業員がこれを共有・遵守する
 - ・ 取締役会規程を定めるとともに、取締役会の決議事項等は不断の見直しを行う
 - ・ 監査役は、取締役会をはじめ重要な諸会議に出席し意見を述べるなど、取締役の業務の執行を監査する
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
 - ・ 取締役会の議案および議事録は、必要に応じ常時閲覧可能な状態で保存する
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 管理すべきリスクを明確化するとともにその所在を的確に把握し、リスクの性質に応じた適切な管理を行う
 - ・ リスク管理方針および毎年度のリスク管理取組方針・取組課題については、取締役会において決議する
 - ・ 具体的なリスク管理規程をリスクカテゴリー等により個別に作成し、必要に応じ随時見直す
 - ・ リスク情報は必要に応じて取締役会に報告される態勢を確保する
 - ・ 監査部はリスク情報を踏まえた実効性の高い業務監査の実施に努める
 - ・ 巨大災害等の危機事象への対応態勢を整備する
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役の担当職務・権限を明確に定める
 - ・ 取締役会は毎月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時で開催する
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンスプログラムを取締役会で決議し、進捗管理と見直しを行うとともに、社内に徹底する
 - ・ コンプライアンスに関する事項を一元管理するコンプライアンス部を設置する
 - ・ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制を構築する
 - ・ コンプライアンスマニュアル等を活用し、あらゆる機会を捉えて、コンプライアンスに係わる社員教育を徹底する
 - ・ 内部通報システムおよび公益通報者保護規定を整備する
 - ・ 監査部は監査を実施し、監査方針・監査項目は毎年見直しを行う
 - ・ 監査部は重大なコンプライアンス問題を発見したときは、速やかに取締役会および監査役に報告する
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 特定関係者および関連当事者との取引においては「特定関係者取引並びに関連当事者取引等審査規程」に基づきアームズ・レングス・ルールの遵守状況を検証する体制を整備しています。
 - ・ 当社および当社の親金融機関等が行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されることがないように、「利益相反管理方針」を定め適切に業務を行っています

- ・「「公益通報者保護」に関する規定」を定め、不正行為等の早期発見に努め、経営リスクの未然防止とコンプライアンス経営の強化を図っています
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役職務を補助する使用人（以下、監査役補助使用人という）を当社の使用人から任命できるものとする
- ⑧ 使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役補助使用人の評価は監査役が行い、任命・解任人事上の処遇等については監査役の同意を得る
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役および使用人は、定期または不定期に業務に係わる報告を行うとともに、経営に重大な影響を及ぼす事項については遅滞なく報告する
- ⑩ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役と監査部を中心とした業務執行部門の連携を強化し、実効性ある監査態勢の構築を行う

7. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

個人情報保護方針

お客様の情報取扱に係る当社方針

アドリック損保では、お客様からご提供いただいた個人情報は、当社の商品・サービス・情報をご提供するためになくしてはならないものであり、お客様の情報を安全に管理し適正に利用することが、当社の重要な社会的責任であると認識しております。

当社は、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや（社）日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および（社）日本損害保険協会の実務指針に従って、万全を尽くしてまいりますことを宣言いたします。

1. 情報の取得・収集方法

お客様からご提供いただく情報は、お客様のニーズに応じた商品の販売、サービスの提供、情報の提供およびご契約の締結・維持管理のために必要とする情報とし、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により情報を取得します。

お客様の情報は、主に電話・インターネット・保険の見積書・契約申込書・保険金請求書等により収集します。また、キャンペーンやアンケート等により情報を収集させていただく場合があります。

なお、当社は、電話又はインターネットを通して取得した個人情報については、申込書等に代わるものとして録音・記録・保存を行っております。

2. 情報の利用目的

ご提供いただいた情報は、次の目的および5. センシティブ情報の取扱いに掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲内を超えて利用しません。

また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申し込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 保険契約の維持・管理
- (7) 保険制度の健全な運営
- (8) 当社が取扱う損害保険およびこれらに付帯・関連するサービスに関する情報のご案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
- (10) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (11) 融資の審査ならびに融資契約の締結、履行および管理
- (12) 国債証券等の窓口販売およびこれに付帯・関連するサービス、契約の維持・管理
- (13) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
- (14) 問い合わせ・依頼等への対応

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記4. 情報交換制度等をご覧ください。）

4. 情報交換制度等

- (1) 損保業界の情報交換制度について

保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問合せください。

- (2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店の委託等のために、社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1467

月～金（祝日および協会の休業日を除く）

午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

5. センシティブ情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・ 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 個人データの安全管理

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

7. 継続的な取組み

お客様からご提供いただいた情報の適切な取扱いについては、従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関して継続的・恒常的な見直しを図ります。また、定期的に監査を行い、この方針を実践・遵守するとともにお客様の情報保護の継続的改善に取組んでまいります。

8. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券もしくは当社ホームページ記載の相談窓口にお問い合わせください。また、事故に関するご照会については、保険証券もしくは当社ホームページに記載の事故専用相談窓口にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

アドリック損害保険株式会社

電話 06-6209-0500

受付時間：午前9時～午後5時30分 土日祝祭日、年末・年始を除く

ホームページアドレス (<http://www.adlick.co.jp>)

なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。

アドリック損保サポートデスク

フリーダイヤル 0120-110-888

受付時間：午前9時～午後9時 12月31日～1月3日を除く

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞

社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

8. 反社会的勢力の排除のための基本方針

アドリック損害保険株式会社は、反社会的勢力との関係を遮断し排除するために、次に掲げる基本方針に基づき対応します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、経営トップをはじめ組織全体として対応するとともに、役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当請求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を維持します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求には対しては、あらゆる民事上と刑事上の法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力への資金提供は行いません。

9. 利益相反管理方針の概要

当社は、利益相反管理方針（以下「方針」といいます）を定め、当社または当社の親金融機関等（以下「当社等」といいます）が行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、適切に業務を行います。

1. 管理対象となる取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれがある取引」（以下「対象取引」といいます）とは、当社等が行う取引のうち、「お客様の利益が不当に害されるおそれがある取引」をいいます。

2. 対象取引の種類と特定方法

（1）対象取引の種類

- ①お客様の利益と当社等の利益が相反する取引
- ②お客様の利益と当社等の他のお客様の利益が相反する取引
- ③お客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社等が利益を得る取引
- ④お客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社等の他のお客様が利益を得る取引

（2）特定方法

お客様からの情報に基づき、以下の事情等を総合的に判断して個別に判断します。

- ①お客様が自己の利益を優先させると合理的な期待を抱く場合
- ②お客様の犠牲により、当社等が経済的利益を得るか、または経済的損失を避ける可能性がある場合
- ③お客様の利益よりも他のお客様の利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

3. 利益相反管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理するように努めます。

- ①対象取引を行う部署および関係部署（含む担当者）間において、お客様の情報等を隔離遮断する措置を講じる方法
- ②取引の条件を変更する方法
- ③当該取引等の業務を断念する方法
- ④お客様に対し書面等により必要な情報を開示する方法（ただし、当社等が負う守秘義務に違反しない場合に限り）

4. 社内体制の整備

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反に関する管理統括部署を設置し、利益相反に係る情報の収集を行うことにより、対象取引を一元的に管理します。また、これらの管理を適切に行うため、役職員を対象に教育・研修等を実施し、お客様の利益が不当に害されることのないように努めます。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当社他、当社の親金融機関等で次に定める会社をいいます。

（対象会社）

Advance Create Reinsurance Incorporated

IV あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との合併について

当社は、関係当局の認可等を前提として、平成23年3月30日、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」）との間で合併契約を締結いたしました。

当社及びあいおいニッセイ同和損保は、平成23年6月1日を合併期日とし、あいおいニッセイ同和損保を合併存続会社、当社を合併消滅会社とする合併を行い、当社は解散いたしました。

データ編

I 会社の概況			
1. 株主・株式の状況	26	⑫使途別の貸付金残高および構成比	36
2. 役員の状況	26	⑬業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合	36
3. 従業員の状況	26	⑭規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合	36
II 会社の主要な業務に関する事項		⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高	37
1. 直近の事業年度における事業の概況	27	5. 特別勘定に関する指標等	37
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	28	①特別勘定資産残高	37
3. 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等	28	②特別勘定資産	37
1. 主要な業務の状況を示す指標等	28	③特別勘定の運用収支	37
①正味収入保険料	28	4. 責任準備金の残高の内訳	37
②元受正味保険料	29	5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	38
③受再正味保険料	29	6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	38
④支払再保険料	29	III 直近の2事業年度における財産の状況	
⑤解約返戻金	30	1. 計算書類	39
⑥保険引受利益	30	1. 貸借対照表	39
⑦正味支払保険金および正味損害率	30	2. 損益計算書	42
⑧元受正味保険金	31	3. キャッシュ・フロー計算書	44
⑨受再正味保険金	31	4. 株主資本等変動計算書	45
⑩回収再保険金	31	2. リスク管理債権	46
2. 保険契約に関する指標等	32	1. 破綻先債権	46
①契約者配当金	32	2. 延滞債権	46
②正味損害率、正味事業費率およびその合算率	32	3. 3ヵ月以上延滞債権	46
③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率	32	4. 貸付条件緩和債権	46
④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	32	3. 債務者区分に基づいて区分された債権	46
⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	33	1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	46
⑥出再保険料の格付ごとの割合	33	2. 危険債権	46
⑦未収再保険金	33	3. 要管理債権	46
3. 経理に関する指標等	33	4. 正常債権	46
①支払備金	33	4. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	47
②責任準備金	34	5. 時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）	48
③責任準備金積立水準	34	1. 有価証券	48
④引当金明細表	34	①売買目的有価証券	48
⑤貸付金償却	34	②満期保有目的の債券で時価のあるもの	48
⑥資本金等明細表	34	③その他有価証券で時価のあるもの	48
⑦損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	35	④時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額	48
⑧事業費（含む損害調査費）	35	2. 金銭の信託	48
4. 資産運用に関する指標等	36	3. デリバティブ取引	48
①資産運用の概況	36	4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	48
②利息配当収入の額および運用利回り	36	5. 先物外国為替取引	48
③海外投融資残高および構成比	36	6. 有価証券関連デリバティブ取引	48
④海外投融資利回り	36	7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引	48
⑤商品有価証券の平均残高および売買高	36	6. その他	48
⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	36	財務諸表の適正性に関する確認書	48
⑦保有有価証券利回り	36		
⑧有価証券の種類別の残存期間別残高	36		
⑨業種別保有株式の額	36		
⑩貸付金の残存期間別の残高	36		
⑪担保別貸付金残高	36		

I 会社の概況

1. 株主・株式の状況

(2011年3月31日現在)

株主名称	持株数	発行済株式の総数に占める 各株主の持株数の割合
株式会社アドバンスクリエイト	25,030株	50.1%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	24,970株	49.9%

2. 役員の状況

(2011年3月31日現在)

役職	氏名
代表取締役社長	小野 博志
代表取締役副社長	木村 勉
取締役	橋本 孔治
取締役	正林 健次
取締役	村上 浩一
取締役	岡田 匡央
取締役	鈴木 耕治
常勤監査役	松村 高嘉
監査役	竹山 拓
監査役	藤岡 晃夫

3. 従業員の状況

(2011年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
21名	45.8歳	2.0年	5,492,337円

- (注) 1. 従業員には使用人兼務取締役、退職者および臨時従業員を含んでおりません。
2. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

Ⅱ 会社の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況

【事業の経過及び成果等】

当期におけるわが国経済は、上期は国内の経済対策効果やアジアを中心とする海外経済の好調などにより順調に回復いたしました。下期に入ると自動車や家電製品などの販売がピークを超え、また円高の進行から輸出が弱含みになるなど、上期に見られた景気回復のペースは減速いたしました。雇用情勢は依然として厳しく、為替動向や海外の金融不安もあり先行きは見通しがつきにくく、企業の経営環境は厳しい状況が続いております。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が国内経済に与える影響は甚大であり、非常に先行き不透明な状況となっております。

上記のような状況におきまして当社は、株式会社アドバンスクリエイティブだけでなく多店舗展開をしている多数の代理店と提携することで、約400の店舗を中心として販売を展開して参りました。また、店舗に来られたお客様をコールセンターへ誘導するスキームを構築することにより、店舗スタッフの負担軽減を図り成約に繋げるよう推進いたしました。この結果、当期の業績は経常収益113百万円、経常損失269百万円、当期純損失271百万円となりました。

【保険引受の概況】

出再割合を70%から100%に変更したこと、保険引受収益のうち、正味収入保険料は27百万円となりました。保険引受費用50百万円のうち正味支払保険金は79百万円、損害調査費は67百万円であり、正味損害率につきましては、529.2%となりました。また、諸手数料及び集金費は△96百万円、保険引受に係る営業費及び一般管理費は716百万円となり、正味事業費率は2,235.2%となりました。支払備金戻入額、責任準備金戻入額などを加減した結果、保険引受利益は、653百万円の損失となりました。

【資産運用の概況】

当期末の総資産は2,103百万円で前期末に比べて252百万円増加しました。運用資産は前期末に比べて164百万円減少して337百万円となり、このうち預貯金が336百万円で安全性・流動性に配慮した結果となっております。

【あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との合併について】

当社は平成23年3月30日に関係当局の認可等を前提に、平成23年6月1日を合併期日とし、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を合併存続会社、当社を合併消滅会社とする「吸収合併契約書」を締結いたしました。

【当社が対処すべき課題】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との合併にあたり、同社と十分な調整を図るとともに、リスク管理体制を強化することで、お客さまサービスに支障がないよう取り組んでまいります。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
経常収益	-	3	44	103	113
経常損失	7	48	101	177	269
当期純損失	8	57	132	154	271
資本金	1,500	1,500	1,500	2,000	2,500
(発行済株式総数)	(30,000株)	(30,000株)	(30,000株)	(40,000株)	(50,000株)
純資産額	1,491	1,434	1,302	1,648	2,103
総資産額	1,551	1,457	1,434	1,851	1,876
特別勘定または積立勘定として経理された資産額	-	-	-	-	-
責任準備金残高	-	-	30	65	7
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	-	20,940.5	14,060.1	7,752.5	4,119.1
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	4名	22名	19名	21名	21名
正味収入保険料	-	-	44	103	27

(注) 2006年5月に準備会社である株式会社アドバンスインシュアランスプランニングを設立しており、2006年度は株式会社アドバンスインシュアランスプランニングの数値であり、以下の諸表においても同様であります。

3. 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目	2008年度		2009年度		2010年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	44	100.0	98	95.8	22	81.7
自動車損害賠償責任	-	-	4	4.2	5	18.3
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	44	100.0	103	100.0	27	100.0

(注) 正味収入保険料は元受および受再契約の保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

②元受正味保険料

(単位：百万円、%)

種目	2008年度		2009年度		2010年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	147	100.0	329	100.0	435	100.0
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	147	100.0	329	100.0	435	100.0

(注) 元受正味保険料は元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

③受再正味保険料

(単位：百万円、%)

種目	2008年度		2009年度		2010年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	0	0.1
自動車損害賠償責任	—	—	4	100.0	5	99.9
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	—	—	4	100.0	5	100.0

(注) 受再正味保険料は受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものです。

④支払再保険料

(単位：百万円、%)

種目	2008年度		2009年度		2010年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	103	100.0	230	100.0	413	100.0
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	103	100.0	230	100.0	413	100.0

(注) 支払再保険料は再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものです。

⑤解約返戻金

(単位：百万円)

種目	2008年度	2009年度	2010年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	1	2	4
自動車損害賠償責任	—	0	0
その他	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合計	1	2	4

(注) 解約返戻金は元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金を合計したものです。

⑥保険引受利益

(単位：百万円)

種目	2008年度	2009年度	2010年度
保険引受収益	44	103	114
保険引受費用	70	95	50
営業費及び一般管理費	532	613	716
その他収支	—	—	—
保険引受利益	△559	△605	△653

(注) 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

⑦正味支払保険金および正味損害率

(単位：百万円、%)

種目	2008年度			2009年度			2010年度		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	6	100.0	130.1	40	99.8	95.4	77	97.7	639.5
自動車損害賠償責任	—	—	—	0	0.2	1.6	1	2.3	36.4
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	6	100.0	130.1	40	100.0	91.4	79	100.0	529.2

(注) 1. 正味支払保険金は元受および受再契約の支払保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものです。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑧元受正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	2008年度		2009年度		2010年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	22	100.0	133	100.0	259	100.0
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	22	100.0	133	100.0	259	100.0

(注) 元受正味保険金は元受保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

⑨受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	2008年度		2009年度		2010年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	0	100.0	1	100.0
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	—	—	0	100.0	1	100.0

(注) 受再正味保険金は受再保険金から受再保険金戻入を控除したものです。

⑩回収再保険金

(単位：百万円、%)

種目	2008年度		2009年度		2010年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	15	100.0	93	100.0	181	100.0
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	15	100.0	93	100.0	181	100.0

(注) 回収再保険金は再保険金から再保険金割戻を控除したものです。

2. 保険契約に関する指標等

①契約者配当金：該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	2008年度			2009年度			2010年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	130.1	1,150.5	1,280.6	95.4	565.3	660.7	639.5	2,735.5	3,375.0
自動車損害賠償責任	—	—	—	1.6	—	1.6	36.4	—	36.4
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	130.1	1,150.5	1,280.6	91.4	541.3	632.7	529.2	2,235.2	2,764.4

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	2008年度			2009年度			2010年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	192.2	1,060.6	1,252.8	109.3	270.4	379.7	96.1	191.7	287.8
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	192.2	1,060.6	1,252.8	109.3	270.4	379.7	96.1	191.7	287.8

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	2008年度	2009年度	2010年度
国内契約	100.0	100.0	100.0
海外契約	—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

(単位：%)

区分	2008年度	2009年度	2010年度
出再先保険会社の数	1 (—)	1 (—)	1 (—)
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合	100.0 (—)	100.0 (—)	100.0 (—)

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしております。

※ () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑥出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

区分	2008年度	2009年度	2010年度
A以上	100.0 (—)	100.0 (—)	100.0 (—)
BBB以上	— (—)	— (—)	— (—)
その他(格付なし・不明・BB以下)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	100.0 (—)	100.0 (—)	100.0 (—)

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでおりません。

格付は、S&P社の格付を使用しています。

※ () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑦未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		2008年度	2009年度	2010年度
1	年度開始時の未収再保険金	—	8	35
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	15	93	181
3	当該年度回収等	7	67	164
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	8	35	52

(注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

※ () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

3. 経理に関する指標等

①支払備金

(単位：百万円)

種目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	7	28	—
自動車損害賠償責任	—	0	1
その他	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合計	7	28	1

②責任準備金

(単位：百万円)

種目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	30	61	0
自動車損害賠償責任	—	4	6
その他	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合計	30	65	7

③責任準備金積立水準

弊社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

④引当金明細表

[2010年度]

(単位：百万円)

区分		2009年度末 残高	2010年度 増加額	2010年度減少額		2010年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		5	10	10	—	6
価格変動準備金		—	—	—	—	—
合計		5	10	10	—	6

[2009年度]

(単位：百万円)

区分		2008年度末 残高	2009年度 増加額	2009年度減少額		2009年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		4	10	9	—	5
価格変動準備金		—	—	—	—	—
合計		4	10	9	—	5

⑤貸付金償却：該当ありません。

⑥資本金等明細表

[2010年度]

(単位：百万円)

区分		2009年度末 残高	2010年度 増加額	2010年度 減少額	2010年度末 残高
資本金		2,000	500	—	2,500
うち既発行株式	額面普通株式	(40,000株) 2,000	(10,000株) 500	(—株) —	(50,000株) 2,500
	計	(40,000株) 2,000	(10,000株) 500	(—株) —	(50,000株) 2,500
	利益準備金および 任意積立金	—	—	—	—
	計	—	—	—	—

[2009年度]

(単位：百万円)

区分		2008年度末 残高	2009年度 増加額	2009年度 減少額	2009年度末 残高
資本金		1,500	500	—	2,000
うち既発行株式	額面普通株式	(30,000株) 1,500	(10,000株) 500	(—株) —	(40,000株) 2,000
	計	(30,000株) 1,500	(10,000株) 500	(—株) —	(40,000株) 2,000
利益準備金および 任意積立金	利益準備金	—	—	—	—
	任意積立金	—	—	—	—
	計	—	—	—	—

⑦損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<p>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</p>	
経常利益の減少額	[2009年度]	0百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額はありません。
	[2010年度]	0百万円 (注) 異常危険準備金残高の増加取崩額はありません。

(注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等より相殺しております。

⑧事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

種目	2008年度	2009年度	2010年度
人件費	209	166	173
物件費	370	498	607
税金	2	2	2
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	0	0
諸手数料及び集金費	△24	△55	△96
合計	558	612	687

(注) 1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計です。
2. 保険契約者保護機構に対する負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づくものです。

4. 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	541	37.8	500	27.0	336	16.0
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	2	0.2	1	0.1	1	0.1
運用資産計	544	37.9	502	27.1	337	16.1
総資産	1,434	100.0	1,851	100.0	2,103	100.0

②利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	2008年度		2009年度		2010年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	0	0.00	—	—	—	—
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	0	0.00	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	0	—	—	—	—	—

(注) 利回りは収入金額÷月平均運用額 で算出しております。

③海外投融資残高および構成比：該当ありません。

④海外投融資利回り：該当ありません。

⑤商品有価証券の平均残高および売買高：該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比：該当ありません。

⑦保有有価証券利回り：該当ありません。

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高：該当ありません。

⑨業種別保有株式の額：該当ありません。

⑩貸付金の残存期間別の残高：該当ありません。

⑪担保別貸付金残高：該当ありません。

⑫使途別の貸付金残高および構成比：該当ありません。

⑬業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合：該当ありません。

⑭規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合：該当ありません。

⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	2008年度末	2009年度末	2010年度末
土地	—	—	—
営業用	(—)	(—)	(—)
賃貸用	(—)	(—)	(—)
建物	2	1	1
営業用	(2)	(1)	(1)
賃貸用	(—)	(—)	(—)
建設仮勘定	—	—	—
営業用	(—)	(—)	(—)
賃貸用	(—)	(—)	(—)
合計	2	1	1
営業用	(2)	(1)	(1)
賃貸用	(—)	(—)	(—)
リース資産	—	—	—
その他の有形固定資産	26	17	11
有形固定資産合計	29	18	12

5. 特別勘定に関する指標等

- ①特別勘定資産残高：該当ありません。
- ②特別勘定資産：該当ありません。
- ③特別勘定の運用収支：該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

[2010年度末]

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	0	—	—	—	0
自動車損害賠償責任	6	—	—	—	—	6
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	6	0	—	—	—	7

[2009年度末]

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	57	4	—	—	—	61
自動車損害賠償責任	4	—	—	—	—	4
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	61	4	—	—	—	65

5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
期首支払備金	—	—	—	25	95
前期以前発生事故に係る当期支払保険金	—	—	—	16	159
前期以前発生事故に係る当期末支払備金	—	—	—	19	39
当期把握見積り差額	—	—	—	△11	△104

- （注） 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

（単位：百万円）

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生 年度末	—	/	/	—	/	/	47	/	/	192	/	/	314	/	/
	1年後	—	—	—	—	—	—	58	1.23	11	183	0.95	△8			
	2年後	—	—	—	—	—	—	60	1.03	1						
	3年後	—	—	—	—	—	—									
	4年後	—	—	—												
最終損害見積り額		—			—			60			183			314		
累計保険金		—			—			46			168			200		
支払備金		—			—			13			14			114		

- （注） 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 本表は2006年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

●傷害、賠償責任：該当ありません。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

1. 貸借対照表

〈 資産の部 〉

(単位: 百万円、%)

科目	2009年度 (2010年3月31日現在)		2010年度 (2011年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比	金額	構成比	
現金及び預貯金	500	27.0	336	16.0	△164
預貯金	500		336		
有形固定資産	18	1.0	12	0.6	△6
建物	1		1		
その他の有形固定資産	17		11		
その他資産	1,332	72.0	1,754	83.4	422
再保険貸	35		52		
未収金	42		45		
預託金	22		22		
仮払金	16		30		
保険業法第113条繰延資産	1,212		1,599		
その他の資産	2		4		
資産の部合計	1,851	100.0	2,103	100.0	252

〈 負債及び純資産の部 〉

(単位: 百万円、%)

科目	2009年度 (2010年3月31日現在)		2010年度 (2011年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比	金額	構成比	
〈 負債の部 〉					
保険契約準備金	94	5.1	8	0.4	△86
支払備金	28		1		
責任準備金	65		7		
その他負債	103	5.6	212	10.1	109
再保険借	42		136		
未払法人税等	2		2		
預り金	1		1		
未払金	38		54		
仮受金	17		18		
賞与引当金	5	0.3	6	0.3	0
負債の部合計	203	11.0	227	10.8	23
〈 純資産の部 〉					
資本金	2,000	108.0	2,500	118.8	500
利益剰余金	△351	△19.0	△623	△29.6	△271
その他利益剰余金	△351		△623		
(繰越利益剰余金)	(△351)		(△623)		
株主資本合計	1,648	89.0	1,876	89.2	228
純資産の部合計	1,648	89.0	1,876	89.2	228
負債及び純資産の部合計	1,851	100.0	2,103	100.0	252

(注)

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
2. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上することとしております。なお、当期については計上すべき貸倒引当金はありません。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てることとしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てることとしております。

また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び監査部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行うこととしております。

3. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当期末の支給見込額を基準に計上しております。
4. 保険業法第113条繰延資産の償却は、定款の規定に基づいて行っております。
5. 株式交付費については、その他の資産に計上し、定額法（3年間）により均等償却しております。
6. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

7. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品関係注記事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については安全性確保及び手許流動性を鑑み、原則短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

資産のうち再保険貸並びに未収金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、その殆どが1ヶ月程度で回収可能なことから、相手先ごとの期日管理を行うとともに信用状況を把握する体制としております。

預託金は、本社等事務所等の賃貸借契約に伴う敷金であります。負債のうち再保険借並びに未払金は、原則翌月決済であり、その決済時において流動性リスクは存在しますが、当社では毎月資金繰りを検証するなどの方法により、そのリスクを回避しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	336	336	—
(2) 再保険貸	52	52	—
(3) 未収金	45	45	—
(4) 預託金	22	14	△ 7
資産計	457	449	△ 7
(1) 再保険借	136	136	—
(2) 未払金	54	54	—
負債計	190	190	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 預貯金、並びに(2)再保険貸、(3)未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 預託金の時価については、合理的に見積られる割引期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現

在価値を時価とする方法によっております。

負債

(1) 再保険借、並びに(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	336	—	—	—
再保険貸	52	—	—	—
未収金	45	—	—	—
預託金	—	—	—	22
合計	434	—	—	22

8. 有形固定資産の減価償却累計額は35百万円であります。

9. 関係会社に対する金銭債権の総額は77百万円、金銭債務の総額は138百万円であります。

10. 繰延税金資産の総額は739百万円、繰延税金負債の総額は519百万円であります。

また繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は220百万円であります。

繰延税金資産の発生の原因別内訳は、税務上の繰越欠損金737百万円、賞与引当金等2百万円であります。

繰延税金負債の発生の原因は保険業法第113条繰延資産であります。

11.

(1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く）	142百万円
同上に係る出再支払備金	142百万円
差引（イ）	—百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金（口）	1百万円
計（イ+口）	1百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	237百万円
同上に係る出再責任準備金	237百万円
差引（イ）	—百万円
その他の責任準備金（口）	7百万円
計（イ+口）	7百万円

12. 1株当たりの純資産額は、37,531円95銭であります。

算定上の基礎である純資産額は1,876百万円、普通株式の期末株式数は50千株であります。

13. 当社は、関係当局の認可等を前提として、平成23年3月30日、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」）との間で合併契約を締結いたしました。

当社及びあいおいニッセイ同和損保は、合併期日を平成23年6月1日、あいおいニッセイ同和損保を合併存続会社、当社を合併消滅会社とする合併を行い、当社は解散する予定としております。

14. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2009年度 〔2009年4月1日から 2010年3月31日まで〕	2010年度 〔2010年4月1日から 2011年3月31日まで〕	比較増減
	金額	金額	
経常収益	103	113	10
保険引受収益	103	114	10
正味収入保険料	103	27	
積立保険料等運用益	0	0	
支払備金戻入額	-	27	
責任準備金戻入額	-	58	
資産運用収益	△0	△0	△0
積立保険料等運用益振替	△0	△0	△0
経常費用	280	383	102
保険引受費用	95	50	△44
正味支払保険金	40	79	
損害調査費	54	67	
諸手数料及び集金費	△55	△96	
支払備金繰入額	21	-	
責任準備金繰入額	35	-	
その他保険引受費用	0	-	
営業費及び一般管理費	613	716	103
その他経常費用	177	269	91
保険業法第113条繰延資産償却費	173	266	
その他の経常費用	3	2	
保険業法第113条繰延額	△606	△653	△47
経常損失	177	269	91
税引前当期純損失	177	269	91
法人税及び住民税	2	2	-
法人税等調整額	△25	-	25
法人税等合計	△23	2	25
当期純損失	154	271	117

(注)

1. 関係会社との取引による収益の総額は△413百万円、費用の総額は△145百万円であります。

2.

(1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	440百万円
支払再保険料	413百万円
差引	27百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	261百万円
回収再保険金	181百万円
差引	79百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料	29百万円
出再保険手数料	125百万円
差引	△96百万円

(4) 支払備金戻入額（△は繰入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金戻入額（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く）	△47百万円
同上に係る出再支払備金戻入額	△75百万円
差引（イ）	28百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金戻入額（口）	△1百万円
計（イ+口）	27百万円

(5) 責任準備金戻入額（△は繰入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額（出再責任準備金控除前）	△46百万円
同上に係る出再責任準備金戻入額	△103百万円
差引（イ）	57百万円
その他の責任準備金戻入額（口）	1百万円
計（イ+口）	58百万円

3. 1株当たり当期純損失の額は5,562円87銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は271百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は48千株であります。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引内容	科目	期末残高
親会社	株式会社アドバンスクリエイト	被所有 直接50.1%	役職員の出向元及び事業所の貸主、募集代理店等	出向負担金の支払	44	-	-
				不動産賃借料等の支払	27	前払費用	2
						預託金	19
				代理店手数料の支払	15	未払金	1
仮受金	△0						
その他の関係会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	被所有 直接49.9%	役職員の出向元及び事業所の貸主、再保険取引等	増資の引受(注)3.	500	-	-
				出向負担金の支払	70	-	-
				出再保険金の受取	181	再保険貸	52
				出再保険料の支払	413	再保険借	136
				出再保険手数料の受取	125		

(2) 子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引内容	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	CSデスク株式会社	-	業務委託先及び募集代理店等	業務委託費等の支払	357	未払金	42
				代理店手数料の支払	9	未払金	0
						仮受金	△0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。なお預託金等には消費税等は含まれておりません。

3. 当社が行った第三者割当増資を、1株50,000円で引受けたものであります。

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2009年度 (2009年4月1日から 2010年3月31日まで)	2010年度 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△177	△269
減価償却費	10	6
保険業法第113条繰延資産の増減額 (△は増加)	△432	△386
支払備金の増減額 (△は減少)	21	△27
責任準備金の増減額 (△は減少)	35	△58
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△32	△32
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	39	110
小計	△534	△657
法人税等の支払額	△2	△2
営業活動によるキャッシュ・フロー	△537	△660
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	496	496
財務活動によるキャッシュ・フロー	496	496
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△41	△164
現金及び現金同等物期首残高	541	500
現金及び現金同等物期末残高	500	336

(注)

1. キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及び現金同等物) は、手許現金及び随時引出可能な預金からなっております。
2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成23年3月31日現在)
現金及び預貯金 336百万円
3. 重要な非資金取引は、該当ありません。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	2009年度 〔 2009年4月 1日から 2010年3月31日まで 〕	2010年度 〔 2010年4月 1日から 2011年3月31日まで 〕
	金額	金額
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,500	2,000
当期変動額		
新株の発行	500	500
当期変動額合計	500	500
当期末残高	2,000	2,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△197	△351
当期変動額		
当期純損失	154	271
当期変動額合計	△154	△271
当期末残高	△351	△623
利益剰余金合計		
前期末残高	△197	△351
当期変動額		
当期純損失	154	271
当期変動額合計	△154	△271
当期末残高	△351	△623
株主資本合計		
前期末残高	1,302	1,648
当期変動額		
新株の発行	500	500
当期純損失	154	271
当期変動額合計	345	228
当期末残高	1,648	1,876
純資産合計		
前期末残高	1,302	1,648
当期変動額		
新株の発行	500	500
当期純損失	154	271
当期変動額合計	345	228
当期末残高	1,648	1,876

(注) 1. 発行済株式の種類および総数

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	40	10	—	50

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

1. 破綻先債権

該当ありません。

2. 延滞債権

該当ありません。

3. 3 ヶ月以上延滞債権

該当ありません。

4. 貸付条件緩和債権

該当ありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

2. 危険債権

該当ありません。

3. 要管理債権

該当ありません。

4. 正常債権

該当ありません。

4. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

項目	2009年度末	2010年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	437	273
資本金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額）	432	273
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	4	0
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）×90%（評価損の場合は100%）	—	—
土地の含み損益×85%（評価損の場合は100%）	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
意図的保有による控除額	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額 $[\sqrt{\{(R1+R2)^2 + (R3+R4)^2\}} + R5+R6]$	11	13
一般保険リスク (R1)	5	6
第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
予定利率リスク (R3)	—	—
資産運用リスク (R4)	7	9
経営管理リスク (R5)	0	0
巨大災害リスク (R6)	1	1
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	7,752.5	4,119.1

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

●損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

●こうした「通常の予測を超える危険」（リスクの合計額：上表の（B））に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \text{資本金・準備金等の支払余力} \div (\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2) \times 100$$

「通常の予測を超える危険」（リスクの合計額）とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）（第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

●ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされております。

5. 時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）

1. 有価証券

- ① 売買目的有価証券：該当ありません。
- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当ありません。
- ③ その他有価証券で時価のあるもの：該当ありません。
- ④ 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額：該当ありません。

2. 金銭の信託

該当ありません。

3. デリバティブ取引

該当ありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

5. 先物外国為替取引

該当ありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

6. その他

- 当社は、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け、監査報告書を受領しております。
- 「会社およびその子会社等の概況」については該当ありません。

財務諸表の適正性に関する確認書

アドリック損害保険株式会社
代表取締役社長 小野 博志

1. 私は、当社の2010年4月1日から2011年3月31日までの第5期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、全ての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 私は、当社の第5期事業年度に係る財務諸表が、所定の手続きにより適正に作成されたこと、およびこれに係る内部監査が有効に実施されたことを確認しました。